

## 大樹町ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

**第1条** この基準は、大樹町ホームページ広告掲載要綱（平成24年訓令第1号）第2条第2項の規定に基づき、広告掲載に係る基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

**第2条** 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性の持てるものでなければならないものとする。

(広告を掲載しない業種又は事業者)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告の掲載中において、これらの業種又は事業者に至った場合も同様とする。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (7) 指名停止措置を受けているもの
- (8) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (9) その他、町の資産等を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
  - イ 鉄砲刀剣類その他の危険物に関するもの
  - ウ 人事募集に関するもの
  - エ 連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
  - オ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
  - カ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
  - キ 消費者金融に係るもの
  - ク たばこに係るもの（喫煙マナーの向上のための広告は除く。）
  - ケ ギャンブルに係るもの（公営競技、宝くじを除く。）
  - コ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中のもの
  - サ 住民税及び法人住民税を滞納しているもの

(掲載基準)

**第4条** 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。なお、広告掲載中において、これに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

(2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を奨励し、又は肯定若しくは美化したものの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの

オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの

イ 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの及びプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性があるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの（選挙広告を含む。）

イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む。）

(5) 宗教性があるもの。例えば、次のようなものをいう。

宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（宗教団体の広告を含む。）

(6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 個人又は団体の意見広告

イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不確定なもの

- イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明なもの
  - ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容及び施設が不明なもの
  - エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- (9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤解するおそれがあるもの等、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤解させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。）
  - イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
  - ウ 誇大な広告（誇大広告）及び根拠のない表示や誤解を招くような表現を含むもの
  - エ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威づけようとするもの
  - オ 他人名義の広告
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 責任の所在が明確でないもの
  - ク 広告の内容が明確でないもの
  - ケ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明なものを含む。）を含むもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性がないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
  - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (11) 比較広告。例えば、次のようなものをいう。
- ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
  - イ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの

(12) 懸賞広告

(13) その他町の資産等の性質等を考慮し、広告を掲載することが適当でないと思われるもの。  
例えば、次のようなものをいう。

ア 町が、広告主又はその商品やサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの（町が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）

イ 品位を損なう表現のもの

ウ 詐欺的なもの、又は、いわゆる不良商品とみなされるもの

エ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

オ 投機を著しくあおる表現のもの

カ 債権取立て、示談引受け等に関するもの

キ 占い、運勢判断等に関するもの

ク 通貨及び郵便切手の複写の使用

ケ 謝罪、釈明等のもの

コ 尋ね人、養子縁組等のもの

サ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

シ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

ス 投資信託、商品先物取引及び外国為替証拠金取引等に関するもの

セ その他社会的に不適切なもの

(広告の表示内容に関する業種ごとの個別基準)

**第5条** 掲載する表示内容については、業種ごとに定めのある関係法令に遵守し、各号に掲げる基準に留意するものとする。

(1) 人材募集

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していること。

イ 売春等の勧誘やあっせん疑いのあるものは掲載しない。

ウ 人材募集に見せかけた商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

(例) 「1カ月で確実にマスターできる」等

(3) 学習塾・予備校・専門学校等

合格率等実績を載せる場合は、根拠となる資料に基づいたものとし、実績年もあわせて表示する。

(4) 資格講座

ア 受講する資格の内容を明記し、あたかも国家資格であるといった誤解を招くような表現は使

- 用しない。
- イ 講座受講だけで資格が取得できるといった誤解を招くような表現は使用せず、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」等の資格取得に必要な事項を明記する。
  - ウ 資格講座の募集に見せかけた商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としたものは掲載しない。
  - エ 受講費用が全て公的給付でまかなえるかのように誤解される表示はしない。
- (5) 病院、診療所、助産所
- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7及び獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定の範囲内で表示すること。
  - イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしない。
  - ウ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べない。
  - エ 病院の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは表示しない。
  - オ マークを表示する場合は、そのマークが示す内容を必ず併記する。赤十字マークや名称を自由に用いることはできない。
- (6) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）
- ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条等の規定により広告できる事項以外は一切広告できない。
  - イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は表示しない。
  - ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（カイロプラクティック、整体、エステティック等）は掲載しない。
- (7) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等
- ア 厚生労働省「医薬品等適正広告基準」（昭和55年10月9日薬発題1339号）を遵守する。
  - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬事法」という。）第66条から第68条等を遵守する。
  - ウ 効能効果及び安全性を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）はしない。
- (8) 健康食品及び保健機能食品等
- ア 薬事法第66条から第68条、健康増進法（平成14年法律第103号）第31条、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第20条等に遵守すること。
  - イ 「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）について（平成15年8月29日付け薬食発第0829007号）」等の、厚生労働省が発する基準、指針等を遵守すること。
- (9) 不動産事業

- ア 不動産事業者の広告には、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
  - イ 不動産売買や賃貸の広告には、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
  - ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」等に基づく表示とする。
  - エ 契約を急がせるような表示はしない。
- (10) 弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、行政書士等
- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
  - イ 顧問先、又は依頼者名を表示しない（同意書がある場合を除く。）
  - ウ 誇大又は過度な期待を抱かせる表示はしない。
- (11) 旅行業
- ア 企画旅行の広告は、旅行（代理店）業者名、登録番号及び所在地等を明記する。
  - イ 不当表示に注意する。  
（例）白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等
- (12) 通信販売業
- ア 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する事項（名称、所在地、電話番号、販売価格、送料、代金の支払い時期と方法、商品の引渡し時期、返品交換の条件等）を表示する。
  - イ 会社の概要、商品カタログ等を検討し、町長が妥当と判断したものに限り掲載する。
- (13) 雑誌、週刊誌等
- ア 適正な品位を保った広告であること。
  - イ 社会秩序を乱すような内容のものでないこと。
  - ウ 虚偽、又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したものでないこと。
  - エ プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を掲載したものでないこと。
  - オ その他有害図書と認められるものは掲載しない。
- (14) 映画・興業等
- ア 暴力、賭博、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。
  - イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
  - ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
  - エ 内容を極端にゆがめる等、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
  - オ ショッキングなデザインは使用しない。
  - カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
  - キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
- (15) 古物商・リサイクルショップ等
- ア 広告主は、営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
  - イ 一般廃棄物処理業の許可を得てない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はしない。

- (16) 結婚相談所・交際紹介業
- ア 結婚相手紹介サービス業認証制度による第三者機関が発行した認証マーク（マル適マーク等）を表示する（加盟証明が必要）。
  - イ サービス内容、料金体系、中途解約時の取扱いについて表示する。
  - ウ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等）。
- (17) 労働組合等
- ア 名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定して表示する。
  - イ 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物、集会等の広告は、掲載しない。
- (18) 募金
- ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得た旨を表示する。
  - イ 社会福祉事業のための寄附金募集に限る。
  - ウ 募金の趣旨を明記すること。
- (19) 質屋、チケット等再販売業
- ア 個々の相場、金額等は表示しない。
  - イ 有利さを誤認させるような表示はしない。
- (20) トランクルーム及び貸し収納業者
- ア 「トランクルーム」は、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることを明示する。
  - イ 「貸し収納業者」は、会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等の主旨を明確に表示する。
- (21) 有料老人ホーム
- 有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）及び同運用基準（平成16年事務総長通達第11号）に反する表示はしない。
- (22) その他、表示について注意を要するもの
- ア 割引価格の表示については、「メーカー希望価格の10%引き」等根拠を明確に表示する。
  - イ 肖像権、著作権の使用については、無断使用しない。
  - ウ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示する。特に、電話番号は固定電話とし、携帯電話やPHSの表示は不可とする。
  - エ アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を必ず表示する。また、未成年者の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示しない。
  - オ 無料で参加、体験できるもので、費用がかかる場合がある場合は、その旨を明示する。

## 附 則

この基準は、公布の日から施行する。